

令和6年第4回倉吉警察署協議会開催状況

開催日時	令和6年12月11日(水)午後2時から午後4時まで	
開催場所	倉吉警察署	
出席者	委員 (定数11人)	稲嶋会長、杉原副会長、小山委員、中川委員、室山委員、 進木委員、福山委員、河本委員、布廣委員、竹信委員 以上10人
	警察	山本署長、仲山副署長、石賀警務課長、石田生活安全課長、 高木刑事課長、石田交通課長、警務課員2人 以上8人
議 事 概 要		
<p>1 挨拶 会長、警察署長が挨拶した。</p> <p>2 業務推進状況等説明 刑事課長及び生活安全課長が刑法犯の認知状況等について、交通課長が交通情勢について、それぞれ説明した。</p> <p>3 協議事項（子どもの安全・安心対策について） 生活安全課長及び交通課長が当署取組状況等について説明し、倉吉市自治公民館連合会長（以下「会長」という。）が、自主防犯活動の取組について紹介した後、次のとおり協議が行われた。 委員：自転車と自動車が増加しているが、原因は何か。 警察：自転車が横断歩道を横断する際、右左折する自動車と衝突する形態が多い。また、歩行者がいるにも関わらず、自転車に乗ったまま横断歩道を横断する人が多いので、横断歩道を渡る際は、歩行者の妨害となる場合、自転車から降車するよう交通安全指導をしていく。 会長：中高生が、自転車に乗車したまま歩道を通行しているところを見掛けるが、自転車で歩道を走行する際のルールについて教えてもらいたい。また、ヘルメットを被らずに自転車で走行した場合、何か罰則があるか。 警察：自転車は、自転車通行可の標識がある場合か、標識がなくとも、運転者が幼児、児童、70歳以上の方、車道通行が難しい身体障がい者の方の場合、又は交通の状況に照らして歩道を通行することがやむを得ない場合には、自転車で歩道通行することが可能である。ただし、自転車で歩道を通行する際は、車道寄りを走行し、歩行者の通行を優先して走行する必要がある。ヘルメットの着用は努力義務となっているが、安全のためにも着用をお願いする。 委員：刺股は、全ての保育園に備え付けられているのか。また、保育園は警備会社と契約しているのか。 警察：刺股は、保育園によって備え付けの数が異なっている。警備会社についても同様で、保育園によって、対応が異なる。 委員：県下の小中学校には、学校運営協議会というものがあり、オレンジベスト隊というものを企画して、登下校の見守り活動をしている小学校もある。学校運営協議会を巻き込んだ活動をしてもらえたら、より良い活動ができと思うので、参考としていただきたい。</p> <p>4 その他 次回協議会は、令和7年2月頃に開催する予定である。</p>		